

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	特定施設の計画変更命令等	
根 拠 法 令	水質汚濁防止法	
根 拠 条 項	第8条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	<p>1. 処分の要件 特定施設の設置又は構造等の変更の届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき。</p> <p>2. 処分の内容 届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は第5条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	水質汚濁防止法施行令第10条の規定により、徳島市長が行うこととされている。
	設 定 等 年 月 日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)